

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、2月26日に行われました。

DX 地域行政公共施設整備等推進特別委員会における副院長の互選の結果を事務局長に報告させます。

ご報告いたします。

DX 地域行政、今日公共施設整備等推進特別委員会副委員長佐藤寛人議員。

以上でございます。

次に、事務局次長に諸般の報告をさせます。

報告第19号議会の委任による専決処分等の報告、発券機等損壊事故に係る損害賠償額の決定以上で、諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第10号に至る15件を一括上程いたします。

日程第4議案第5号令和7年度世田谷区一般会計補正予算第6次、日程第2議案第6号令和7年度した外国国民健康保険事業会計補正予算第2次、日程第3議案第7号令和7年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算第2次日程第4議案第8号令和7年度世田谷区介護保険事業会計補正予算第2次日程第5議案第9号令和7年度スタイル学校給食会計補正予算第2次、日程第6議案第10号世田谷区組織条例の一部を改正する条例、日程第7議案第11号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第8議案第12号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第9議案第13号世田谷区手数料条例の一部を改正する条例、日程第1議案第14号世田谷区立須佐小学校校庭整備他工事請負契約、日程第11議案第15号世田谷区立鶴巻中学校改築等電気設備工事請負契約、日程第12議案第16号世田谷区立桜が丘幼稚園改修工事請負契約、日程第13議案第17号補助200台216号線4号今日整備工事、下部工請負契約変更、日程第14議案第18号世田谷区成城5丁目6丁目付近枝線工事請負契約変更、日程第10号議案第19号財産TSUTAYA本庁舎東2気筒および西2期棟開設に伴う一般什器備品等の取得本15件に関し、企画総務委員長の報告を求めます。

加藤企画総務委員長ただいま上程になりました議案第5号から議案第19号に至る15件につきまして、企画総務委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに議案第5号から議案第9号までの補正予算5件について一括して申し上げます。

まず議案第5号の一般会計は、障害者自立支援給付費の増や、特別区人事委員会勧告に基づく職員人件費の増を初め、事業進捗等を踏まえた経費の増減や公共工事等の継続的な発注機会の確保を前提とした。

工事の前倒し等を行うため、補正計上し、既定予算総額を増額するものであります。

また議案第6号の国民健康保険事業会計は、保険給付費の増額などに伴う補正を議案第7号の後期高齢者医療会計は、広域連合療養給付費広域連合療養給付費負担金の増額などに伴う補正を議案第8号の介護保険事業会計は、保険給付費の増額などに伴う補正を、議案

第 9 号の学校給食会計は、同会計の廃止に伴う一般会計の繰出金の増額に伴う補正を行うため、それぞれ提案されたものであります。

委員会ではまず本 5 件のうち、特別区人事委員会勧告に基づく職員人件費の増額計上されている会計名が問われたのに対し、理事者より、一般会計には人事委員会勧告に基づく人件費増額分として 15 億円程度を計上している。

また学校給食費会計を除く三つの特別会計についても人口比増額分が含まれているとの答弁がありました。

また時間外勤務手当の増減と次年度への事業繰越との関係性が問われたのに対し、事業者より各部における自我時間外勤務の実態を全て把握しているわけではないが、人事委員会勧告に基づく人件費単価の上昇が時間外の勤務手当増加の一因になっている。

また工事関係事業については、入札不調や関連工事の遅延によるスケジュール変更等に伴い、次年度への繰り越しが生じているが、時間外勤務手当の直接的な影響は把握していない。との答弁がありました。

そのご意見に入りましたところ、立憲民主党無所属より、人事委員会勧告に基づく給与改定や介護人材確保に向けた支援子供子育て関連施設への物価高騰対策などへの速やかな対応を求め賛成する。

改革無所属の会より、さきの定例会において、人事委員会勧告に基づく給与費給与等増額関連の条例改正に反対した立場から学校給食費会計を除く補正予算 4 件について反対する。

日本共産党より後期高齢者医療会計については当初予算の問題を是正するものではないため反対する。

なお一般会計については約 100 億円の繰り越し財源の多くが基金に積み立てられているが、生活苦を訴える区民の声に応えるためにも、より積極的に活用すべきと申し添えておくとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 5 号から議案第 8 号までの 4 件はいずれも賛成多数で議案第 9 号は出席者全員異議なくそれぞれ原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第 10 号世田谷区組織条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は環境政策清掃およびリサイクル事業に係る政策等を総合的に推進するため、組織改正を行うことから提案されたものであります。

委員会では理事者の説明の後、意見に入りましたところ、立憲民主党無所属より、ふれあい収集や災害時対応など既存の清掃リサイクル事業に加え、今後新たに展開するプラスチック分別回収にも十分対応しうる人的配置を求め賛成するとの表明があります。

引き続き採決に入りましたところ議案第 10 号は出席者全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第 11 号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例および議案第 12 号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 2 件について一括して申し上げます。

本2件はいずれも給与制度等を改正するためそれぞれ提案されたものであります。

委員会では部長級職員について、病気休暇等の取得による小9名の影響の有無が問われたのに対し、理事者より取得期間によっては昇給に影響が及ぶこともあるとの答弁がありました。

そのご意見に入りましたところ、立憲民主党無所属より、今回の改正により、部長級に係る小9号球数が変更となるが、勤務成績に対する公平公正な判断に基づき、昇給制度を運用するよう求め賛成する。

改革無所属の会より、本2件については、第4回定例会での給与関連条例の改正と同様の理由により反対するとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第11号および議案第12号の2件はいずれも賛成多数でそれぞれ原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第13号世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件はマンションの建て替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、マンションの容積率の特例許可申請に関する規定を改め合わせて規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ議案第13号は出席者全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第14号14号世田谷区立瀬田小学校校庭整備他工事請負契約について申し上げます本件は瀬田小学校改築整備方針に基づき、校庭整備他工事を行うため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第14号は出席者全員異議なく可決と決定いたしました。

次に議案第15号世田谷区立鶴巻中学校改築等電気設備工事請負契約について申し上げます。

本件は鶴巻中学校改築整備方針に基づき、電気設備工事を行うため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第15号は出席者全員異議なく可決と決定いたしました。

次に議案第16号世田谷区立桜が丘幼稚園改修工事請負契約について申し上げます。

本件は、区立幼稚園集約化等契約確認に基づき、桜岡幼稚園と松が丘幼稚園の集約先となる桜が丘幼稚園の改修工事を行うため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ議案第16号は出席者全員異議なく可決と決定いたしました。

次に議案第17号、補助第216号線4号今日整備工事株請負契約変更について申し上げます。

本件は、賃金水準および物価水準の変動に係る費用を追加するため提案されたものであり

ます。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 17 号出席者全員異議なく可決と決定いたしました。

次に議案第 18 号世田谷区成城 5 丁目 6 丁目付近枝線工事請負契約変更について申し上げます。

本件は工事着手後発作採掘。

採掘により区道路下の埋設物と雨水管との干渉が判明し、推進工事区間中止を生じたため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 18 号は出席者全員異議なく可決と決定いたしました。

次に議案第 19 号財産世田谷区本庁舎東 2 気筒および西 2 期棟開設に伴う一般什器備品等の取得について申し上げます。

本件は本庁舎東 2 気筒および西 2 期棟開設に伴い、今後の DX の進捗などにも柔軟に対応できる執務環境整備のため、新たな銃器を購入するところから提案されたものであります。委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ議案第 19 号は出席者全員異議なく可決と決定いたしました。

以上で企画総務委員会の報告を終わります。

以上で企画総務委員長の報告は終わりました。

これより意見に入ります。

発言通告に基づき発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により 5 分以内といたします。

15 番関口恵理子議員、以上 15 番関口恵理子議員議案第 15 号、10 号世田谷区組織条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本条例は、環境政策および清掃リサイクル事業に係る政策等を総合的に推進することを目的とするものと承知しております。

IPCC が、地球温暖化の原因は人の生活行動から排出される CO2 であると明確に示し、パリ協定で 2050 年までに CO2 の排出量を実質ゼロにすることを決めました。

当区においては、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画で、段階的な実質ゼロを目指し、あと 5 年で、2013 年度比 62.6%の削減を掲げています。

自力での削減達成に最大限努めることを求めます。

また、年を追うごとに気温 40 度を超える地域が多発し、地球沸騰化に歯止めがかからない現状の中、酷暑を生き抜く対策が必要です。

適応策の推進も強く求めます。

CO2 の排出を抑えるには、区民の消費行動の変容が必要不可欠です。

良いものを長く使うことで、ゴミを減らし、できるだけ早く自然分解される商品を選択することで環境負荷を減らすことができます。

区民に対し、ライフスタイルの変革に向けた啓発をより効果的に進めることを求めます。
新体制では、清掃事業再編担当参事が配置されます。

事業再編は、区民の声やニーズを踏まえたものになる必要があります。

ふれあい収集など福祉的必要性を備えた事業がおろそかにならないよう求めます。

私達は、次世代へ繋ぐ地球環境に本気で責任を持たなければなりません。

地球規模の環境問題と、区民生活に欠かせないゴミ処理が一連の環境政策として、将来世代の負担を減らす形で推進されることを期待し、賛成意見といたします。

以上で関口恵理子議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。

本 15 件を 3 回に分けて消したいと思います。

まず、議案第 5 号第 6 号第 8 号、第 11 号および第 12 号の 5 件についてお諮りいたします。

採決は電子採決システムによって行います。

本 5 件を委員長報告通り可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

以上で、表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 5 号第 6 号第 8 号、第 11 号および第 12 号の 5 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、議案第 7 号についてお諮りいたします。

採決は電子採決システムによって行います。

本件を委員長報告通り可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

以上で、表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 7 号は委員長報告通り可決いたしました。

次に、議案第 9 号、第 10 号および第 13 号から第 19 号までの 9 件についてお諮りいたします。

本 9 件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

なしご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号、第 10 号および第 13 号から第 19 号までの 9 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 16 号上程いたします。

日程第 16 議案第 20 号世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例本件に関し、区民生活委員長の報告を求めます。

平塚区民生活委員長ただいま上程になりました議案第 20 号世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例につきまして区民生活委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

本件は、区民会館、区民会館集会室等における。

営利目的での利用を稼働するとともに施設の使用目的等に応じた使用料等に関する規定を見直し、あわせて規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 20 号は、全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

以上で区民生活委員会の報告を終わります。

以上で区民生活委員長報告は終わりました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

お話しご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 17 および第 18-2 件を一括上程いたします。

日程第 17 議案第 21 号、二役心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例、日程第 18 議案第 22 号東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議。

本 2 件に関し、福祉保健委員長の報告を求めます。

議題福祉保健委員長ただいま上程になりました議案第 121 号および議案第 22 号の 2 件につきまして、福祉保健委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに議案第 21 号世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、手当の額を変更するとともに、手当の支給要件に係る障害または疾病の程度について規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、立憲民主党無所属より、今回の改正は、我が会派を初め、多くの会派や関係団体が求めてきた内容であり、23 区の平均額を上回る水準へ引き上げた点は評価する。

しかしながら、区民からは、精神障害者保健福祉手帳 1 級だけでなく、2 級の方も対象に含めてほしいという声が多く寄せられている。

引き続き、こうした当事者やご家族の思いに寄り添った対応を求め、本議案に賛成する。

生活者ネットワークより我が会派はこれまでも議会での質問や予算要望を通じて、精神障害者保健福祉手帳 2 級の方にも、区独自の手当を支給するよう求めてきた。

区は現行の世田谷インクルージョンプランにおいて、精神障害者施策の充実を重点的な取り組みとして位置づけ、精神障害のある方にも対応してきた。

地域包括ケアシステムの構築を掲げている。

こうした方針を踏まえ、今後は支給対象の拡大について積極的に検討を進め、精神障害のある方々が安心して暮らせる地域作りに向けた施策を一層強化することを要望し、本議案に賛成するとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 21 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第 22 号東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について申し上げます。

本件は東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、提案されたものであります。委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、世田谷から日本を愛する会より、本議案については、後期高齢者医療の保険料上昇による区民生活への影響を緩和するため、区が一定の負担を行う措置であると理解しに賛成する。

合わせて一般会計への影響や世代間の公平性の観点を踏まえ今後、効果検証や財政の見える化を進めることを要望するとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 22 号は全員異議なく可決と決定いたしました。以上で、保健福祉委員会の報告を終わります。

以上で福祉保健院長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

本 2 件を一括して消したいと思います。

お諮りいたします。

本 2 件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号および第 22 号の 2 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 19 および第 20 の 2 件を一括上程いたします。

日程第 19 議案第 23 号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例、日程第 20、議案第 24 号世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例本 2 件に関し、都市整備委員長の報告を求めます。

畠山都市整備委員長ただいま上程になりました議案第 23 号および議案第 24 号の 2 件につきまして都市整備委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに議案第 23 号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は区立上祖師谷七夕講演を設置するため、提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 23 号は全員異議なく原案通り可決と決定をいたしました。

次に議案第 24 号世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は区立成城みつ池広場を設置するため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 24 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

以上で都市整備委員会の報告を終わります。

以上で都市整備委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

本2件を一括して決したいと思います。

お諮りいたします。

本2件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

おはようございます。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号および第24号の2件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第21から第26に至る6件を一括上程いたします。

日程第21 議案第25号世田谷区特定の誘致等通園支援事業の運営の基準等に関する条例、
日程第22 議案第26号世田谷区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例日程第23 議案第27号世田谷区一時保護施設の設備および運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例日程第24 議案第28号世田谷区特定教育保育施設および特
定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、日程第20号議案第
29号世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一
部を改正する条例、日程第26 議案第30号世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制
職員設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例本6件に関し、子ども・若
者施策推進特別委員会ただいま上程になりました議案第25号から議案第30号に至る6件
につきまして、子ども・若者施策推進特別委員会における審査の経過とその結果についてご
報告いたします。

まず議案第25号世田谷区特定乳児と通園支援事業の運営の基準等に関する条例について申
上げます。

本件は子供子育て支援法の規定に基づき、特定乳児棟通園支援事業の運営に関する条例を
基準を条例で定めるため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明のうち意見に入りましたところ、日本共産党より来年度からこど
も誰でも通園制度が全国実施となるが、本制度の目的は、全ての子供の育ちを応援し、良質
な生育環境を整備すること、そして全ての子育て家庭を支援することとされている。

国制度の柔軟利用は施設や曜日、時間を固定せず、居住地以外の都道府県をまたいだ広域利
用も可能であるが安全性や保育の質の低下が強く懸念されることから我が党はこども誰で
も通園制度を含む子供子育て支援法の改正に反対をしてきた。

一方トークにおいては柔軟利用だけでなく、定期利用を実施すること、また国の月10時間
の利用上限をに上乗せし、48時間としたこと、さらには子供の育ちセーフティーネットを
担う。

区立保育園では実施しないこととした保育の質を重視してきたトークとして当然の対応で
あるが保育待機児の激増などによって、更なる詰め込み保育が進む中、果たして保育の質が
確保されるのか疑問である。

区内の保育事業者から保育士不足の解決なくして新たな事業展開はありえないとの声が寄
せられている。

また本制度は、国基準の少ない職員体制で実施されるため、配置基準の拡充や、抜本的な保育士の処遇改善などによる保育の質の底上げを行い、子供たちの安全を守ることを強く求め賛成する。

なお保育待機児童が激増している現状を鑑みて区が最優先で取り組むべきは保育待機児の解消であることを申し上げるとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 25 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第 26 号世田谷区児童歩福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例および議案第 27 号世田谷区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の 2 件について一括指定申し上げます。

まず議案第 26 号は児童福祉施設の設備および運営に関する基準の改正に伴い、母子生活支援施設等に配置されている職員の任用要件に関する規定をさ、改めるとともに、規定の整備を図るため、また、議案第 27 号は一時保護施設の設備および運営に関する基準の改正に伴い、児童指導員の任用要件に関する規定を改めるためそれぞれ提案されたものであります。委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 26 号および議案第 27 号の 2 件はいずれも全員異議なく、それぞれ原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第 28 号世田谷区特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案第 29 号世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件認定こども園の認定認定失礼しました、認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例および議案第 30 号世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制職員、設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の 3 件について一括指定申し上げます。

議案第 28 号は特定教育保育施設および特定地域型保育事業および並びに特定子供子育て支援設備の施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図るためまた、議案第 29 号は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項および第 4 項の規定に基づき、内閣総理大臣および文部科学大臣が定める施設の整備および運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図るため、議案第 30 号は、幼保連携型認定こども園の学級の編制職員設備および運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図るため、それぞれ提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 28 号から議案第 30 号までの 3 件は、いずれも全員異議なくそれぞれ原案通り可決と決定いたしました。以上で子供若者施策推進特別委員会の報告を終わります。

以上で子供若者施策推進特別委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

本 6 件を一括して消したいと思います。

お諮りいたします。

本6件号委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

なしご異議なしと認めます。

よって、議案第25号から第30号に至る6件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第27および第28-2件を一括上程いたします。

日程第27議案第31号世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例、日程第28議案第32号世田谷区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例本2件に関し、坂本環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会ただいま上程になりました議案3第31号および議案第32号の2件につきまして、環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに、議案第31号世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、世田谷区たばこルールにおける喫煙の制限に加熱式たばこを含めることに伴い、タバコの定義を追加し、および喫煙の定義を見直すため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明の後、意見に入りましたところ、世田谷から日本を愛する会より、本条例の目的である受動喫煙対策の推進をお呼び生活環境の向上という方向性は賛同できるものであり、社会状況の変化に対応し、条例の実効性を高めていこうとする趣旨は理解する一方で加熱式たばこを含めた規制の拡大には科学的知見の整理や運用可能性、現場への負担などの影響について引き続き丁寧な検証が必要だと考える。

今後、運用指針の明確化とともに、区民周知や実態調査を十分に行うことを求め、本議案に賛成するとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第31号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に、議案第32号世田谷区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、清掃リサイクル審議会および環境審議会を統合することに伴い、清掃リサイクル審議会に係る規定を削るとともに規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会ではまず、清掃リサイクル審議会および環境審議会、それぞれの設置目的が問われたのに対し、理事者両理事者より、清掃リサイクル審議会については、ゴミ減量や清掃事業の有効な進め方に関する事項の審議を目的としており、現在は、更なるゴミの減量に向けた有効な施策について諮問している。

また、環境審議会については、例えば緑化や開発事業など、環境政策部でしょ称している事業だけにとどまらない。

世田谷区の環境全般に関して様々な視点から審議をいただくことを目的としているとの答弁がありました。

また、環境審議会に関し、長期にわたり継続して審議してきたテーマの有無が問われたのに対し、理事者より、環境審議会では、これまで同一のテーマについて、委員の任期を超えて

継続して審議してきた事例はないが、委員による委員には、区にゆかりがあり、優れた見識を有する方々に数多く関わっていただいている。

そのため、世田谷の環境問題を巡る歴史や変遷等についても造詣が深く、継続性ある議論をいただいているものと認識しているとの答弁がありました。

さらに、審議会の所掌事項が増えるにあたり、今後の委員構成に関する区の方針が問われたのに対し、理事者より、現委員の任期終了後の選定については、清掃事業および環境政策の継続性専門性を担保するため、これまで同様に区の事情に理解があり、分野を超えて様々な事項に精通した方を選定する予定である。

また、任期中特に審議すべき事項や諮問すべき事項がある場合には、分科会の設置に加え、必要に応じて、利害関係者の意見を、意見を聞く機会の設定や参考人の招致など、柔軟な審議会運営を行っていく必要があると認識しているとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、自由民主党より、清掃リサイクル事業には、ゴミの分別を始め、日常生活に密接した課題が様々ある一方、環境政策には気候変動など、非常に規模が大きく、世田谷区単体で改善していくことが難しい課題もあると認識している。

今後とも相互の政策が連携し、大きな課題についても、区民にとってわかりやすい方向性を示すことができるような審議会運営および政策の実施を求め、賛成する。

立憲民主党無所属より、環境政策および清掃リサイクル事業は、区民生活に非常に密接した重要な政策であり、それぞれの審議会で行われてきた自由闊達な議論の成果が区政に反映されてきて、歴史からも両審議会が極めて重要な役割を果たしてきたと認識している。

今後、二つの審議会を統合することで、例えば委員の人数や構成のバランス、議題の選定方法など重要なテーマを議論するために、必要な要素が削がれることがないようにしっかりと取り組んでいただきたいという意見を付して賛成する。

生活者ネットワークより、環境政策と清掃リサイクル事業は非常に親和性が高く、両審議会が統合されることで、広義的には議論が深まっていくことを期待している。

ただし、環境政策では、脱炭素や緑都市農地の保全などを前進させなければならない政策が数多くあり、清掃リサイクル事業に関しても、洋画複合施設の整備やプラスチックの分別回収を進めなくてはならない。

また、区の授業ではないが、世田谷清掃工場の建て替えも含め大きな動きが多々ある中で、今後の審議会の運営については、部会の立ち上げなど、様々な手段を用いて丁寧に進めていただきたい。

なお、これまで清掃事業では、ふれあい収集に代表されるような福祉的な視点を踏まえた施策、政策が進められてきた。

今後環境政策部と清掃リサイクル部が統合されることによって制作製作から福祉的な視点、視点が見落とされることがないように要望し、賛成する。

世田谷から日本を愛する会より、組織再編に伴う審議会統合による行政の効率化という観点から、本件に賛成する。

なお審議会の統合により、専門的知見の確保や区民参加の機会。意思決定の透明性が損なわれないよう、今後の運営に注意を払うことを求めるとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 32 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

以上で、環境清掃リサイクル対策等特別委員会の報告を終わります。

うん以上で環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会終わりました。

これより採決に入ります。

本 2 件を一括して消したいと思います。

お諮りいたします。

本 2 件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号および第 32 号の 2 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 29 および第 30 の 2 件を一括上程いたします。

日程第 29 議案第 33 号、二役財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 30 議案第 34 号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例本 2 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 33 号世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例議案第 34 号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の 2 件につきましてご説明申し上げます。

本 2 件は、一般財団法人世田谷トラストまちづくりの公益財団法人への移行に伴い、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、本 2 件中、議案第 34 号については、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を聴取しております。

お手元の資料の通りであります。

本 2 件を企画総務委員会に付託いたします。

次に、日程第 31 および第 32-2 件を一括上程いたします。

日程第 31 議案第 35 号世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第 32 議案第 36 号世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例本 2 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 35 号および議案第 36 号の 2 件につきましてご説明申し上げます。

まず議案第 35 号世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、保険料の保険料率を改定するとともに国民健康保険法の改正に伴い、子供子育て支援納付金賦課額の保険料率等について定め、あわせて規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 36 号世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、介護保険法施行令の改正に伴い保険料率の算定に関する特例を定める必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

以上議案第 35 号および議案第 36 号の 2 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 2 件ご福祉保健委員会に付託いたします。

次に、日程第 33 号を上程いたします。

日程第 33 議案第 37 号世田谷区世田谷の家の供給に関する条例の一部を改正する条例本件に関し、提案理由の説明を求めます。

清水副区長ただいま上程になりました議案第 37 号世田谷区、世田谷の家の供給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本件は、一般財団法人世田谷トラストまちづくりの公益財団法人への移行に伴い、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本県の都市整備委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。